

上尾市立太平中学校 部活動に係る活動方針

令和8年4月1日 改訂

◆ 活動の基本方針

- 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

◆ 指導体制の整備について

- 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- アップ一部活動コーチ及びアップ一部活動サポーター（学校認定外部指導者を含む）について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。（アップ一部活動コーチは休日の活動や引率を顧問が不在でも可能とする）

◆ 具体的な活動の進め方について

- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問会を設置し、定期的に情報交換を行う。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◆ 適切な休養日等の設定について

- 学期中は、原則として週2日以上以上の休養日を設ける。（平日1日以上、日曜日）
※ただし、土曜日に活動ができない場合は日曜日に他市での練習試合を可能とする。
（日曜日に実施する場合は、土曜日を休養日とする）
※8月以降は、土曜日及び日曜日の活動は地域クラブ活動に移行する。
（ただし、記録会、大会等は学校の部活動での参加が可能とする）
- 定期考査5日前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
※活動時間とは、実質活動時間のことであり、準備・片付け・移動・休憩等の時間は含まれない。
平日の活動時間
4月から1学期修了式まで 午後5時45分（完全下校時刻 6時00分）
※平日の部活動の時間は学校総合体育大会以降に見直します。
- 長期休業中の平日は、3時間程度練習することができる。
※長期休業中の終了時間は原則午後4時45分とする。
- 祝日は休養日とする。（大会・コンクール等（公式なもの）に出場する場合を除く）
学校閉庁日は休養日とする。（全国大会を除く）
- 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。